農業者年金で安心で豊かな老後を

農業者年金は、農業者のための国民年金に上乗せする公的年金です。要件を満たす農業者の方は、ぜひ加入をご検討ください。

■加入要件（①～③を全て満たす方）

①年間60日以上農業に従事

②65歳未満（ただし60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）

③国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）

■農業者年金のポイント

・保険料は月額2万円から6万7千円の間で、千円単位で自由に決められいつでも見直しが可能です。

・加入・脱退も任意で、経営状況等に応じ柔軟な対応が可能です。

・終身年金のため、一生涯、年金を受け取れます。

・万が一、80歳前に死亡した場合は、死亡一時金を要件を満たす遺族の方が受け取れます。

・一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

・税制面で大きな優遇措置を受けることができます。

■相談・加入方法

垂水市農業委員会事務局かJAの年金窓口にてご相談、お申し込みください。

◎問い合わせ先

垂水市農業委員会事務局

☎内線232

保健・福祉

垂水市体育館の無料開放

子どもの遊び場を提供するため、垂水市体育館を無料開放します。お申し込みは必要ありません。室内用シューズをご準備のうえ、お越しください。

■利用可能日

8月20日（水）、29日（金）

※13時～16時まで利用可能です。

■利用可能場所　垂水市体育館

○1階フロア

ニュースポーツ、バドミントン等

※硬いボール（野球ボール、バレーボール等）は使用できません。

○2階卓球場等

卓球、ウォーキング

■対象　小学生以下

※保護者の方もご利用いただけます。

■その他

・保護者の方が同伴するなど、各自で安全確保をお願いいたします。

・室内用シューズ（体育館シューズ等）を必ずご持参ください。

・バドミントン、卓球のラケットは、ご持参ください。

・利用者が多い場合には、利用人数の制限を行い、交代でのご利用をお願いする場合がございます。

◎問い合わせ先

保健課　子育て支援係

☎内線124

『鹿児島県出身沖縄戦没者追悼式』参列遺族の募集

令和7年度鹿児島県出身沖縄戦没者追悼式への参列を希望される御遺族を募集します。

■期日　11月13日（木）

※前日からの団体行動になります。

■場所　鹿児島霊園

（沖縄県糸満市平和祈念公園内摩文仁の丘）

■対象者

沖縄および沖縄近海での戦闘で戦没した方の配偶者および三親等内の御遺族

■募集期間

8月1日（金）～29日（金）

■募集人員　10人

※鹿児島県内全市町村での人数です。

※申し込み多数の場合は、選考となります。

■申込先　福祉課　地域福祉係

◎問い合わせ先

福祉課　地域福祉係　☎内線126

県庁　社会福祉課

☎099－286－2828

障害者委託訓練生募集（就業実務科）

障害のある方で、早期の就職や再就職を目指すため施設内訓練や職場実務等の訓練生を募集します。

■募集期間

8月4日（月）～10月3日（金）

■訓練期間

11月5日（水）～令和8年2月27日（金）

※土日・祝日・年末年始は休み

■訓練時間　9時～14時50分

■場所

障害者就労アカデミー

（鹿児島市新屋敷町16－406

鹿児島県住宅供給公社ビル4階）

■授業料　無料

※教材費の負担はありません。

◎問い合わせ先

鹿児島障害者職業能力開発校

☎0996－44－2206

児童福祉支援 各種手当の現況届

各種手当の受給者は、毎年、現況届の提出が必要です。

※扶養義務者や世帯員の所得状況等で受給できない場合や、一部停止になることがあります。

■現況届の提出期間

①児童扶養手当

ひとり親家庭医療費助成金

8月1日（金）～29日（金）

②特別児童扶養手当

③障害児福祉手当

④特別障害者手当

8月12日（火）～9月11日（木）

※①・②担当：保健課子育て支援係

③・④担当：福祉課障害福祉係

■手続方法

現在受給中（停止中含む）の方は本人に通知します。担当課にてお手続きください。また、以下の受給者要件を満たしている方で、お手続きされていない方は、担当課へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

保健課　子育て支援係

☎内線124

福祉課　障害福祉係

☎内線127

▲詳しくはHPから

各種手当のご紹介

①児童扶養手当

■受給者要件

・対象となる児童を監護している母または児童を監護し、生計を同じくする父

・父母のいない児童を監護している里親以外の養育者

・父または母が重度障害の状態にある児童の父または母

■手当の対象となる児童

18歳になる日以降の最初の3月31日までの児童（障害を有する場合は20歳未満）で次に該当する者

・父母が婚姻を解消した児童

・父または母が死亡した児童

・父または母が法令で規定する障害の状態にある児童

・父または母の生死が明らかでない児童

・父または母が継続1年以上遺棄している児童

・父または母が裁判所のＤＶ保護命令を受けた児童

・父または母が法令で継続1年以上拘禁されている児童

・母が婚姻によらないで懐胎した児童（認知含）

・上記8項目に該当するかどうか明らかでない児童

■手当額（月額）

・児童が1人の場合

11,010円～46,690円

・児童2人目以降（1人につき）

5,520円～11,030円 加算

②特別児童扶養手当

■受給者要件

精神または身体に障害のある児童を監護する父か母または父母に代わって養育している方

■手当の対象となる児童

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額（月額）※児童扶養手当と併給可

・重度障害児1人　56,800円

・中度障害児1人　37,830円

③障害児福祉手当

■受給者要件

一定以上の障害があり、日常生活において、常に介護を必要とする20歳未満の児童。ただし、施設などに入所している児童は除きます。

■手当額（月額）※特別児童扶養手当との併給可

16,100円

④特別障害者手当

■受給者要件

重度の障害があり、常時特別の介護を要する20歳以上の方。ただし、施設などに入所中の方、医療機関に3か月以上入院中の方は除きます。

※手当の対象者（次のいずれかに当てはまる方）

・おおむね、重度の障害を2つ以上お持ちの方

・寝たきり等で、日常生活が1人ではできない方

・絶対安静の症状が長く続いている方

・重度の精神障害や知的障害により、日常生活能力がほとんどない方

■手当額（月額）　29,590円